

○総務省令第三号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百四十三号）の施行に伴い、危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

総務大臣 石田 真敏

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三及び様式第二十五中「カ」を「カ・ク」に改める。

(消防法施行規則の一部改正)

第二条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の四及び別記様式第一号の六中「~~長~~」を「~~長~~・~~中~~」に改める。

別記様式第一号の十一中「~~長~~」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。